

2023.10.2

既存のデジタルマネーと電子決済手段～権利移転のルールを中心に～（その3）

目次

- 1 はじめに
- 2 銀行が発行する預金を用いたデジタルマネー（以上、その1・Vol. 34 掲載）
- 3 資金移動業者が発行する未達債務を用いたデジタルマネー
- 4 第三者型前払式支払手段を利用したデジタルマネー（以上、その2・Vol. 35 掲載）
- 5 電子決済手段
 - 5-1 法規制の概要
 - (1) 電子決済手段の定義
 - (2) 電子決済手段の発行者に関する規制
 - イ 発行者の範囲
 - ロ 発行に関する規制
 - ハ 償還に関する規制
 - (3) 電子決済手段の仲介者に対する規制
 - イ 資金決済法上の規制
 - ロ 犯収法上の規制
 - (4) 預金型デジタルマネー及び資金移動型デジタルマネーとの関係
 - (5) 前払式支払手段との関係（以上、その3・本号掲載）
 - 5-2 利用者の権利の性質と移転の法律構成（その4・Vol. 37 掲載）

5 電子決済手段

5-1 法規制の概要

(1) 電子決済手段の定義

改正資金決済法は、電子決済手段として以下の4つの類型を定めている（同法2条5項各号）。

- 一 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されている通貨建資産に限り、有価証券、電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権、第3条第1項に規定する前払式支払手段その他これらに類するものとして内閣府令で定めるもの（流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（第3号に掲げるものに該当するものを除く。）（以下「1号電子決済手段」という。）

- 「通貨建資産」とは、「本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるものが行われることとされている資産をいう。」と定義されている（資金決済法2条7項）。
- 「有価証券、電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権、第3条第1項に規定する前払式支払手段その他これらに類するものと

して内閣府令で定めるもの（流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を除く。」における「その他これらに類するものとして内閣府令で定めるもの」は、「対価を得ないで発行される財産的価値であって、当該財産的価値を発行する者又は当該発行する者が指定する者から物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの」と定められている（電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（以下「電決内閣府令」という。）2条1項）。

- 「有価証券、電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権、第3条第1項に規定する前払式支払手段その他これらに類するものとして内閣府令で定めるもの（流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を除く。」における「流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるもの」は、「法第3条第1項に規定する前払式支払手段（・・・残高譲渡型前払式支払手段、・・・番号通知型前払式支払手段その他その移転を完了するためその都度当該前払手段を発行する者の承諾その他の関与を要するものを除く。）とする。」と定められている（電決内閣府令2条2項）。

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（次号に掲げるものに該当するものを除く。）（以下「2号電子決済手段」という。）

三 特定信託受益権

「特定信託受益権」は、「金銭信託の受益権（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示される場合に限る。）であって、受託者が信託契約により受け入れた金銭の全額を預貯金により管理するものであることその他内閣府令で定める要件を満たすものをいう。」と定義されている（資金決済法2条9項）

- 「その他内閣府令で定める要件」は、以下のとおり定められている（電決内閣府令3条）。

円建てで発行される場合：信託財産の全部が預金（その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、外貨預金又は預金保険法施行令第三条第一号、第二号若しくは第七号に掲げる預金等に該当するものを除く。）又は貯金（その貯金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、外貨貯金又は農水産業協同組合貯金保険法施行令第六条第一号、第二号若しくは第七号に掲げる貯金等に該当するものを除く。）により管理されるものであること。

外貨建てで発行される場合：信託財産の全部がその外国通貨に係る外貨預金（その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、預金保険法施行令第三条第一号、第二号又は第七号に掲げる預金等に該当するものを除く。）又は外貨貯金（その貯金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、農水産業協同組合貯金保険法施行令第六条第一号、第二号又は第七号に掲げる貯金等に該当するものを除く。）により管理されるものであること。

四 前3号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

- 内閣府令は、「物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限る）であって、電子的情報処理組織を用いて移転することができるもののうち、代価の弁済のために使用することができる範囲、利用状況その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるもの」と定めている（電決内閣府令2条3項）が、現時点で金融庁長官が定めているものはない。

(2) 電子決済手段の発行者に関する規制

イ 発行者の範囲

(a) 原則

電子決済手段の発行は為替取引にあたりと解されている。したがって、もともと為替取引を行うことができる銀行等（信託銀行を含む。）及び資金移動業者は、電子決済手段を発行することができる（資金決済法 62 条の 8 第 1 項参照）。

特定信託受益権については、信託銀行等にあたらぬ信託会社も、政令の要件を満たす信託会社（特定信託会社）であれば、所定の事項を内閣総理大臣に届け出ることにより特定資金移動業（資金移動業のうち電子決済手段の発行による為替取引（特定信託為替取引）のみを業として行うこと）（資金決済法 2 条 27 項）として電子決済手段を発行することができる（同法 37 条の 2 第 1 項、第 3 項）。特定資金移動業を営む特定信託会社は資金移動業者とみなされて資金決済法 37 条の 2 第 2 項に掲げる規定の適用を受ける。

第三者型前払式支払手段は為替取引としての性質を有することから、その発行者はその限りにおいて為替取引を行うことが資金決済法上認められているといえる。しかし、前払式支払手段発行者は電子決済手段に該当する前払式支払手段の発行を禁止されている（前払式支払手段に関する内閣府令 23 条の 3 第 3 号）。したがって、前払式支払手段発行者は電子決済手段を発行することはできない。

(b) 現状想定されている発行者

銀行法施行規則 13 条の 6 の 9 は「銀行は、顧客との間で電子決済手段〔中略〕の発行による為替取引を行う場合には、電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らし、顧客の保護又はその業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を発行しないために必要な措置を講じなければならない。」と規定しているところ、かかる規定の趣旨について「令和 4 年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について 別紙 1『コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（電子決済手段等関係）』」（以下「電決パブコメ回答」という。）No. 8 は、「銀行によるパーミッションレス型ブロックチェーンを用いたステーブルコインへの関与については、銀行の業務の健全かつ適切な運営等と両立しない可能性が国際的にも示されている中、銀行の業務の健全かつ適切な運営等の観点から懸念があるため、銀行による電子決済手段の発行については慎重な検討が必要と考えております。こうした趣旨を銀行法施行規則 13 条の 6 の 9 等において明確化しました。」とした上で、「今後、国際的な議論も注視しつつ、実務上・法令上の課題の解決につながるものとして銀行界からご提供いただく情報の内容も踏まえ、銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保及び利便性の高い決済サービスの実現等の観点から適切なルール整備が可能となる見通しが立った場合には、適切に関係法令の整備を進めてまいります。」と説明している。このことから、現時点では、信託銀行等が特定信託受益権を発行する場合を除き、銀行による電子決済手段の発行は想定されていないと考えられている⁶⁰。

他方、事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（以下「資金移動ガイドライン」という。）によると、資金移動業者が電子決済手段を発行することを想定した記載が多くみられ、現時点において資金移動業者による電子決済手段の発行は想定されていると考えられている⁶¹。

そこで、以下においては、資金移動業者が発行する 1 号・2 号電子決済手段（以下「資金移動型電子決済手段」という。）及び信託銀行等が発行する特定信託受益権（以下「信託型電子決済手段」という。）に対する規制を念頭において解説することとする。

ロ 発行に関する規制

⁶⁰ 日銀報告書 31 頁。

⁶¹ 日銀報告書 31 頁。

資金移動業者及び信託銀行等に適用される諸規制のうち、電子決済手段の発行に関連して特に留意すべき規制として以下のようなものがある。

(a) 説明義務

資金移動業者等（資金移動業者及び資金決済法 37 条の 2 第 1 項の規定に基づき特定資金移動業を行う特定信託会社）は、利用者との間で電子決済手段の発行による為替取引を行うときは、あらかじめ、利用者に対し、書面の交付その他適切な方法により電子決済手段の内容に関する所定の事項について説明を行わなければならない。かかる説明事項には、発行する電子決済手段の概要及び特性（当該電子決済手段の移転の確定する時期及びその根拠を含む。）、当該資金移動業者に対する償還請求権の内容及びその行使にかかる手続き等が含まれる（資金移動内閣府令 29 条の 3 第 1 項、第 2 項）。

(b) 利用者保護

資金移動業者等は、資金移動業の利用者との間で電子決済手段の発行による為替取引を行う場合にあっては、電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、利用者の保護又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を発行しないために必要な措置を講じなければならない（資金移動内閣府令 31 条 4 号）。かかる措置を講じるにあたっての留意点として、資金移動ガイドラインⅡ-2-2-1-1（9）は以下の点を挙げる。

- ① 発行する電子決済手段について、権利の移転時期やその手続きを明確化すること
- ② 資金移動ガイドラインⅡ-2-1-2 に定める取引時確認等の措置に関する態勢が適切に整備されているか
- ③ 資金移動業者が電子決済手段等取引業者の破綻時や技術的な不具合が生じた場合において、取引の解除・取消しや損害の補償等が確保されているなど、利用者の権利が適切に保護されているか。
- ④ 利用者が電子決済手段の償還請求をする場合、速やかに適切な償還が行われる態勢として、例えば以下の措置を講じているか。
 - (i) 受付窓口の設置
 - (ii) 利用者に対する適切な情報提供
 - (iii) 利用者への償還手続きに係る社内規則等の策定等

(c) 特定信託受益権に係る信託の運用財産

資金決済法 37 条の 2 第 1 項の規定に基づき特定資金移動業を行う特定信託会社は、信託契約により受け入れた金銭の全額をその払い戻しをいつでも請求できる預貯金で管理しなければならない（電決内閣府令 3 条）、資金決済法施行令 16 条 1 項に定める要件を満たす銀行等に対する預貯金により管理するための適切な措置を講じなければならない（資金移動内閣府令 31 条 6 号）。

(d) 滞留規制・送金上限規制

送金資金額に限度がない第一種資金移動業者は、移動する資金の額、資金移動日及び移動先を明らかにした具体的な送金指示を伴わない資金を受け入れることができない（資金決済法 51 条の 2 第 1 項）。したがって電子決済手段の発行に先立ち具体的な送金指示を得る必要がある。また、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間を越えて為替取引に関する債務を利用者に負担することが禁止されている（同法 51 条の 2 第 2 項）。したがって電子決済手段の発行を受けた者は、この期間を越えて電子決済手段を保有することはできないこととなり、事実上第一種資金移動業者が電子決済手段を発行することはできない。

送金資金額の上限が 100 万円の第二種資金移動業者は、各利用者に対して負担している為替取引に関する債務の額が 100 万円を超える場合には、当該利用者の資金が為替取引に用いられるものであるかどうかを確認するための体制を整備しなければならない（資金移動内閣府令 30 条の 2 第 1 項）。そして為替取引に用いられないことがない

と認められるものについて当該利用者への返還等の措置を講じなければならない（同内閣府令 30 条の 2 第 2 項）。第二種資金移動業者が電子決済手段を発行した場合、かかる送金上限規制を履行するために、電子決済手段等取引業者が利用者の指図により電子決済手段を移転させる場合、自ら又は電子決済手段等取引業者をして、当該移転の一件あたりの金額が 100 万円を超えないようにするための措置を講ずる態勢を整備すること等が求められている（資金移動ガイドラインⅣ-2）。

特定資金移動業を営む特定信託会社には、滞留規制の適用はないが、第二種資金移動業者と同様の 100 万円相当額の送金上限規制は適用される（資金移動ガイドラインⅥ-1）。ただし、業務実施計画を定め内閣総理大臣の認可を得ることにより、100 万円を超える移転が可能な特定信託受益権を発行することができる。

ハ 償還に関する規制

資金決済法 37 条の 2 第 1 項の規定に基づき特定資金移動業を行う特定信託会社は、当該特定資金移動業に係る特定信託受益権の受益者が信託契約期間中に当該特定信託受益権について信託の元本の全部又は一部の償還を請求した場合には、遅滞なく、特定信託受益権に係る信託契約の一部を解除することによりその請求に応じるか、遅滞なく、履行等金額（同法 2 条 7 項に規定する「債務の履行等」（当該特定信託受益権について行うこととされている本邦通貨をもってする債務の履行、払戻しその他これに準ずるもの）が行うこととされている金額）と同額で買い取らなければならない（同法 37 条の 2 第 4 項、資金移動内閣府令 3 条の 7）。

(3) 電子決済手段の仲介者に対する規制⁶²

イ 資金決済法上の規制

改正資金決済法は、電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換⁶³、これらの行為の媒介、取次又は代理（以上、「電子決済手段の交換等」と定義。同法 2 条 10 項 1、2 号）、他人のために電子決済手段の管理（同項 3 号）を電子決済手段関連業務と定義し（同法 2 条 11 項）、電子決済手段等取引業に含め（同法 2 条 10 項 1 号～3 号）、第 3 章の 2 の規制（登録義務、業務に関する諸規制等を含む。）の下に置いた。

電子決済手段の移転・管理の仲介は電子決済手段関連業務に含まれ、第 3 章の 2 の規制に服することとなった。

第 3 章の 2 の規制は、登録に関する規定（第 1 節）、業務に関する規定（第 2 節）のうち、情報の安全管理（62 条の 10）、委託先に対する指導（62 条の 11）、利用者の保護等に関する措置（62 条の 12）、金銭等の預託の禁止（62 条の 13）、利用者財産の管理（62 条の 14）、指定紛争解決機関との契約締結義務等（62 条の 16）を含むが、このうち電子決済手段等取引業者に特有の重要な規制として以下のようなものが挙げられる。

(a) 金銭等の預託の禁止（資金決済法 62 条の 13）

電子決済手段等取引業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う電子決済手段等取引業に関して、利用者から金銭その他の財産（電子決済手段を除く。）の預託を受けること等が禁じられている。

ただし、電子決済手段の交換等に関して利用者から金銭の預託を受ける場合であ

⁶² 海外で発行されたものであっても、電子的支払手段の定義の要件を満たす限り、電子的支払手段として資金決済法上の規制の適用を受ける。海外発行の電子的支払手段については、専ら電子決済手段等取引業による取り扱いの要件及び規制に関して多くの論点を含むが、本報告においてはこれには触れず、専ら、国内発行の電子的支払手段に関する規制について説明することとする。

⁶³ 事務ガイドライン（第三分冊：17 電子決済手段等取引業者関係）（以下「電決ガイドライン」という。）は、業者が、利用者に対して電子決済手段を引き渡しその引き換えに利用者から暗号資産を受領する場合は「電子決済手段の売買」に該当し、利用者に対し暗号資産を引き渡しその引き換えに利用者から電子決済手段を受領する場合は「暗号資産の売買」に該当するとする（電決ガイドライン I-1-2-2②）。

って、当該金銭を信託会社等への信託により自己の固有財産と区分して管理する場合はかかる禁止規定の適用除外となる（電決内閣府令 33 条 1 項 1 号）。

(b) 利用者財産の管理（62 条の 14）

電子決済手段等取引業者は、利用者の電子決済手段の分別管理の方法として、信託会社等に対して信託し、当該信託会社等において分別管理させなければならない（電決内閣府令 38 条 1 項）。

ただし、一定の要件を満たして財務局長等の承認を得た場合は、自己信託してコールドウォレットにて分別管理することが認められ（電決内閣府令 38 条 3 項）、さらに電子決済手段が当該利用者に帰属することが明らかであるとき（例えば、受益証券発行信託に係る受益権を利用者のために管理する場合であって、各利用者が受益権原簿に受益権者として記載されているとき（電決ガイドラインⅡ-2-2-3-2（3）④（注）））は、信託をすることなくコールドウォレットで分別管理することが認められる（電決内閣府令 38 条 7 項）。

(c) 発行者等との契約締結義務（資金決済法 62 条の 15）

電子決済手段等取引業者は、電子決済手段関連業務にあたる電子決済手段等取引業を行う場合、その取り扱う電子決済手段の発行者との間で、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての発行者との賠償責任の分担に関する事項を定めた契約を締結しなければならない。

ロ 犯収法上の規制

改正犯収法は、電子決済手段等取引業者を特定事業者新たに追加し、特定事業者に課している取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務等の義務を課すこととした。

また、電子決済手段等取引業者が行う/受ける電子決済手段の移転に関して、改正犯収法及び関連政省令において以下の規定が設けられた。

- (a) 利用者の依頼に基づき電子決済手段等取引業者を介して電子決済手段を移転する際に送付人及び受取人に関する情報を相手方電子決済手段等取引業者（外国業者を含む。）に通知し、通知した情報及び通知を受けた情報を保存する義務（トラベルルール）
- (b) 電子決済手段の移転について外国の業者と提携契約を締結する際の確認義務等
- (c) 電子決済手段等取引業者がアンホステッド・ウォレット等（通知義務の対象外のウォレットを意味し、利用者自らが管理するウォレット（アンホステッド・ウォレット）のほか、無登録業者の管理するウォレット等を含む。）への/からの電子決済手段移転に関する記録作成保存・情報収集評価等の義務

(4) 預金型デジタルマネー及び資金移動型デジタルマネーとの関係

預金型デジタルマネーや資金移動型デジタルマネーにおいては、預金債権や未達債務に係る債権が「電子情報処理組織を用いて移転することができ電子機器その他の物に電子的方法による記録される財産的価値」（以下「トークン」という。）の移転とともに移転して送金・決済に用いられるという仕組みも想定されるどころ、かかるデジタルマネーが電子決済手段にあたるかという点が問題となる。

この点、電決ガイドラインによると、少なくとも、銀行等又は資金移動業者が発行するデジタルマネー（銀行等が発行する預金債権又は資金移動業者が発行する未達債務に係る債権であって電子的に移転可能であるもの）であって、その発行者が、犯収法に基づく取引時確認をした者のみ移転を可能とする技術的措置が講じられており、かつ、移転の都度発行者の承諾その他の関与が必要となるものは、基本的には「不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる」との 1 号電子決済手段の要件を満たさず、電子決済手段に該当しないとされている⁶⁴。

⁶⁴ 電決ガイドライン 1-1-1②（注 1）。

したがって、銀行又は資金移動業者が発行する電子決済手段（1号又は2号）は、その移転が発行者の承諾その他の関与なく行われる仕組みであるということが前提となる。

なお、特定信託受益権（4号電子決済手段）については、「不特定の者に対して使用することができ」という要件は課されていないので、その移転において発行者の承諾その他の関与が必要となる仕組みも含まれる。

（5）前払式支払手段との関係

前払式支払手段は定義上は電子的支払手段から除外されているが、「流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるもの」は、電子的支払手段から除外される前払式支払手段から除外される。この「電子的支払手段から除外される前払式支払手段から除外される前払式支払手段」、即ち電子的支払手段に含まれる前払式支払手段を、内閣府令は、「残高譲渡型前払式支払手段、番号通知型前払式支払手段その他その移転を完了するためその都度発行者の承諾その他の関与を要するものを除く前払式支払手段」と定めた（電決内閣府令2条2項）。したがって、例えば、発行者がパーミッションレス型の分散台帳で不特定の者に対して発行者の承諾なく流通可能な仕様で発行し、発行者や加盟店以外の不特定の者に対する送金・決済手段として利用できるものについては、電子的支払手段に該当することとなった。上記(2)イ(a)において述べたとおり、前払式支払手段の発行者は電子的支払手段に該当する前払式支払手段の発行を禁止されているため、かかる仕組みの前払式支払手段の発行はできないこととなる。

なお、「発行者の承諾」以外の「発行者の関与」については、電決パブコメ回答No.12は、「例えば、『残高譲渡型前払式支払手段』（前払式支払手段府令第1条第3項第4号）又は『番号通知型前払式支払手段』（同令第1条第3項第5号）においては、その移転を完了させるために発行者の承諾が必要となるところ、これに相当する関与があれば『その移転を完了するためにその都度当該前払式支払手段を発行する者の承諾その他の関与』があると考えられますが、現時点においては具体的に想定されるものはございません。」と回答している。

（つづく）

シティユーワ法律事務所

弁護士 後藤 出 オブ・カウンセラー
izuru.goto@city-yuwa.com

弁護士 池辺 健太 パートナー
kenta.ikebe@city-yuwa.com